

年金あれこれ

今は、どうしても国民年金保険料が納められない・・・
そんなときは、まずご相談ください！
保険料の「免除制度」があります。

国民年金の保険料を納めることが困難なときは、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない方が、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。

保険料の免除される額は「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」と4つの区分があります。

全額納付		(保険料月額：14,410円)
全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険料月額：3,600円)
半額免除	半額納付	(保険料月額：7,210円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険料月額：10,810円)

どちらの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業した方が対象です。)

免除は、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されて算入されます。

【参考：老齢基礎年金の計算式】

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \frac{\text{保険料を全額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を4分の3免除された月数}}{2} + \frac{\text{保険料を半額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を4分の1免除された月数}}{6}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間としても数えられず、老後の年金額にも反映されません。免除(一部納付)を認められたときは、必ず保険料を納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればあとから納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。

保険料納付を忘れずに・・・納めてがっちり国民年金

これからの家庭教育

ウェブやメールなどのインターネットによるコミュニケーションでは、顔の見えない相手とのやりとりになるため、ちょっとしたことが原因でトラブルに発展してしまことがあります。また、最近では、個人が特定されるような書き込みで誹謗中傷を受けたり、悪口がかかれたメールが送られたりする「ネットいじめ」などの例もあります。顔の見えないもの同士のやりとりには、危険が伴うことがあったり、そのつもりはなくても相手を傷つけてしまうおそれがあることなど、日頃から子どもに教えることが大切です。

(文部科学省 家庭教育手帳小学生(低学年～中学年)編抜粋)

(家庭でのインターネット・携帯電話を使うルール例)

- 食事中や家族と一緒に居るときは使わない。 自宅内では居間で使う。
- 学校への持ち込みについては学校のルールに従う。 他人を傷つけるような使い方をしない。
- 知らないところからきたメールは絶対に返信しない。
- 知らない人に(名前、住所、電話番号、メールアドレス)自分のことは教えない。
- ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には、携帯電話の利用を停止する。